

平成25年度 第2回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(地域密着型特別養護老人ホーム(南区・創設) 書類審査)

- 開催日時 : 平成25年10月27日 13時00分～16時30分
- 会 場 : 堺市役所介護事業者課会議室
- 出席委員 : 会 長 (堺市生活福祉部長) 北田 靖浩
 委 員 (桃山学院大学 社会学部 教授) 川井 太加子
 委 員 (税理士) 森島 憲治
 委 員 (堺市長寿社会部長) 石井 孝美
 委 員 (堺市障害福祉部長) 南 正己
- 事務局 : (健康福祉総務課) 眞鍋 昭生 他
- 事業課 : (介護事業者課) 足立 栄太郎 他
- 案件名 : (1) 地域密着型特別養護老人ホーム(南区・創設)に係る書類審査について

発言者	内 容
事務局	開会 平成25年度 第2回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。 定足数報告 各委員に応募法人からの接触等の有無確認
委員	<該当者なし>
事務局	配布資料の確認及び案件説明 配布資料の確認を行う。 案件審議
会長	案件1「地域密着型特別養護老人ホーム(南区・創設)に係る書類審査について」を進めます。 書類審査の対象法人は8法人であり、1法人20分間を予定しています。手順については、第1回審査会にて実施した書類審査と同様です。 書類審査を始めます。事業課より応募法人の概要等の説明をお願いします。
事業課	委員の皆様には事前に応募書類を配布し、内容をご確認いただいておりますが、改めて応募8法人の応募内容の概要等についてご説明します。

事業課	(1) A法人 応募内容の概要説明。 ※応募書類より、「協議書の記載内容」、「地域偏在」、「用地の確保方法」、「資金計画」、「特養の勤務形態一覧表」、「計画地の位置図」、「建築予定地の写真」、「平面図」、「施設の構想についての考え方」等の概要について説明。 (説明については、他の法人についても同一手順により実施。)
会長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	< A法人の応募書類等に基づいて意見交換 > (1) 人材登用の方針、職員を定着させる工夫の具体策について (2) 平面図（人員の動線、避難経路、浴室、居室配置、宿直室）について (3) ユニットケアにかかる人員体制について (4) 施設における医療体制・方針について (5) 地域交流スペースについて
会長	続いて、B法人の書類審査を行います。
事業課	(2) B法人 応募内容の概要説明。
会長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	< B法人の応募書類等に基づいて意見交換 > (1) 本体施設とサテライト施設の連携・運営について (2) ユニットケアにかかる人員体制について (3) 平面図（搬入の動線、浴室、地域交流スペース）について (4) 職員の研修について (5) 地域交流について
会長	続いて、C法人の書類審査を行います。
事業課	(3) C法人 応募内容の概要説明。
会長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。

委員	< C 法人の応募書類等に基づいて意見交換 > (1) 職員の採用の方針・計画の具体策について (2) 職員を定着させるため工夫の現状・実績について (3) ユニットケアにかかる人員体制について (4) 平面図（デイルーム、居室配置、介護職員室、宿直室）について
会長	続いて、D 法人の書類審査を行います。
事業課	(4) D 法人 応募内容の概要説明。
会長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	< D 法人の応募書類等に基づいて意見交換 > (1) 施設運営の構想・イメージについて (2) 「介護保険財政」について (3) ユニットケアにかかる人員体制について (4) 平面図（ユニット形状、居室配置、採光、浴室）について (5) 施設長とユニットリーダーの職責について (6) 地域交流の具体策について (7) ショートステイの事業計画について
会長	続いて、E 法人の書類審査を行います。
事業課	(5) E 法人 応募内容の概要説明。
会長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	< E 法人の応募書類等に基づいて意見交換 > (1) 地域交流スペースの構想と運用について (2) 計画地の制限について (3) 認知症カフェについて (4) 本体施設とサテライト施設の連携・運営について (5) 平面図（浴室、共同生活室）について
会長	続いて、F 法人の書類審査を行います。

事業課	(6) F 法人 応募内容の概要説明。
会長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	< F 法人の応募書類等に基づいて意見交換 > (1) 平面図（居室配置、浴室、トイレ、汚物処理室）について (2) ユニットケアにかかる人員体制について (3) ショートステイの事業計画について (4) 計画地の前面道路について
会長	続いて、G 法人の書類審査を行います。
事業課	(7) G 法人 応募内容の概要説明。
会長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	< G 法人の応募書類等に基づいて意見交換 > (1) 平面図（エレベーター、宿直室）について (2) 本体施設とサテライト施設の連携・運営について (3) 食事におけるユニットケア・個別ケアについて (4) 福祉避難所について (5) 徘徊センサーによる事故防止対策について 続いて、H 法人の面接審査を行います。
事業課	(8) H 法人 応募内容の概要説明。
会長	書類審査に入ります。意見・確認事項等はありませんか。
委員	< H 法人の応募書類等に基づいて意見交換 > (1) 職員採用にかかる具体策について (2) 計画地（位置、造成、地目）について (3) 平面図（駐車場、エレベーター、リネン庫、医療室、地域交流スペース）について

	(4) 災害対策について (5) 資金計画について
会長	以上で、全ての法人の書類審査が終了しました。
会長	書類審査において事務局、事業課に質問、確認事項がある委員については、 お願いします。
委員	<発言なし>
会長	案件1「地域密着型特別養護老人ホーム（南区・創設）に係る書類審査について」を終了します。
会長	本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。 閉会